

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第1回総会

令和4年1月17日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年1月17日 午後1時55分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折 井浦 成晴 松原・成田 浅野 隆良
上郡 岡崎 明

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につ
いて

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 松原 義行

主任主査 鈴木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

1番 古川 清 委員

2番 蓬田 浩幸 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、農地法第5条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおり、今回、本家住宅に近い農地の一部を転用し、子が分家住宅を建て居住する予定です。

転用後の農地については、分断することなく一体的に耕作可能と考えます。

整理番号1については、農家分家住宅敷地に転用しても、周辺への

影響がないため問題はないと考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員 整理番号1について、現地を確認してきました。
申請地の北側は町道、西側は住宅に面しております。
申請地はこれまで桃畑として利用されており道路に面した場所です。

今回、本家住宅に近い農地の一部を転用し、子が分家住宅を建て居住する予定です。

申請地は、平坦であり、盛土についても必要最小限のため土砂の流出はないと思います。雨水は集水マスを設置し、北側町道側溝に排水、雑排水は合併浄化槽を設置する計画になっております。

転用後の農地については、分断することなく一体的に耕作可能と考えます。

今回申請のあった農地について、分家住宅敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法 整理番号2（所有権移転）を朗読後、説明】
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
以上、桑折町長から計画の決定を求められた、議案第2号の計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 浅野 隆良 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員 整理番号2について、現地を確認してきました。
申請地は、譲受人が以前から借り受けて耕作していた樹園地です。桃を栽培することで、同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われまます。
また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手

をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、追加議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第3号、農地法第5条 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおり、一時的な利用に供するために行う一時転用の期間延長であります。堤防補修工事の工期延長による期間延長です。また、利用の用途に変更はありません。

整理番号3については、周辺の農地に影響はないため問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

一時転用し、現場事務所敷地として利用している農地です。

申請事業者は、阿武隈川堤防補修工事が令和4年3月31日まで延長になること、現場事務所撤去後天地返し、整地を行い返還することから、令和4年4月30日まで一時転用期間を変更する内容になっております。

車両の出入りに十分注意し周辺農地の営農活動に配慮するとしていきますので、期間を延長しても周辺に影響はないものと考えます。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。以上を持ちまして、1月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和4年第1回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時05分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年1月17日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人